

改正案	現行
<p>(呼吸具) 第三十二条(略)</p> <p>2 自蔵式呼吸具は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 旅客定員が三十六人を超える第一種船又は第二種船（第二種船にあつては遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（限定近海船を除く。）に限る。）には、前号の容器に異物が混入することなく酸素又は空気を再充填することができる装置であつて、次に掲げる要件のいずれかに適合するもの及びそれぞれの呼吸具ごとに予備として前号の容器（呼吸具に取り付けられた容器と互換性を有するものに限る。以下同じ。）を二個（旅客定員が三十六人を超える第二種船（遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（限定近海船を除く。）に限る。）にあつては一個）を備えること。</p> <p>イ 主電源及び非常電源から給電されるもの又は蓄電池から給電されるものであり、一分間に六十リットル以上四百二十リットル以下の容量の酸素又は空気を圧縮できること。</p> <p>ロ 一の自蔵式呼吸具につき千二百リットル以上五万リットル以下の酸素又は空気を高圧で圧縮できること。</p> <p>五 外洋航行船（船舶設備規程第二条第一項の外洋航行船をいう。）（旅客定員が三十六人を超える第一種船及び第二種船（第二種船にあつては遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（限定近海船を除く。）に限る。））並びに限定近海貨物船（船舶設備規程第二条第二項の限定近海貨物船をいう。）を除く。）には、それぞれの呼</p>	<p>(呼吸具) 第三十二条(略)</p> <p>2 自蔵式呼吸具は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 前号の容器のほか、三十分以上空気又は酸素を供給することができる容器を二個備えていること。ただし、旅客定員が三十六人を超える第一種船以外の船舶にあつては、備える容器を一個とすることができる。</p> <p>五 旅客定員が三十六人を超える第一種船又は第二種船（第二種船にあつては遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（限定近海船を除く。）に限る。）には、第三号及び第四号の容器に異物が混入することなく酸素又は空気を再充てんすることができる装置であつて、次のイ又はロのいずれかの要件に適合するものを備え付けなけ</p>

吸具ごとに予備として第三号の容器を二個備えること。ただし、第三号の容器に異物が混入することなく酸素又は空気を再充填することができるとする装置を備える場合にあっては一個とすることができる。

六 前二号に掲げる船舶以外の船舶には、それぞれの呼吸具ごとに予備として第三号の容器を一個備えること。

七 再充填することができるとする装置を備えない船舶にあっては、呼吸具が訓練において使用されることにより、前二号に規定する予備の容器の数量を下回らないこと。

ればならない。

イ 主電源及び非常電源から給電されるもの又は蓄電池から給電されるものであり、一分間に六十リットル以上四百二十リットル以下の容量の酸素又は空気を圧縮できること。

ロ 一の自蔵式呼吸具につき千二百リットル以上五万リットル以下の酸素又は空気を高圧で圧縮できること。

六 外洋航行船（船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第二条第一項の外洋航行船をいう。）（旅客定員が三十六人を超える第一種船及び第二種船（第二種船にあっては遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（限定近海船を除く。）に限る。）並びに限定近海貨物船を除く。）に第四号ただし書を適用する場合にあっては、酸素又は空気以外の異物が混入することなく当該容器を再充填することができる装置を、当該船舶に備えなければならない。

七 第三号及び第四号の容器であつて、旅客定員が三十六人を超える第一種船に備え付けられる自蔵式呼吸具に備えるものは、互換性を有するものでなければならない。